

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市教育委員会  
委員長 加藤 雅人

瀬戸市教育委員会規則第1号

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課の設置) 第4条 教育部に <u>学校教育課</u> を置く。	(課の設置) 第4条 教育部に <u>次の課</u> を置く。 (1) <u>教育総務課</u> (2) <u>学校教育課</u> ( <u>教育総務課</u> )
第5条 <u>削除</u>	第5条 <u>教育総務課は、市民と進める開かれた教育行政の企画及び総合調整を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</u> (1) <u>庶務係</u> (2) <u>企画係</u> <u>2 庶務係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1) <u>教育委員会の委員に関すること。</u> (2) <u>教育委員会の会議に関すること。</u> (3) <u>教育委員会規則等の審査に関すること。</u> (4) <u>公告式に関すること。</u>

- (5) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- (6) 表彰及び儀式に関すること。
- (7) 教育に係る調査、統計及び広報に関すること。
- (8) 事務局の組織及び事務の委任配分に関すること。
- (9) 文書取扱い及び文書管理の総括に関すること。
- (10) 公印取扱いの総括に関すること。
- (11) 私立高等学校の補助に関すること。
- (12) 催事等に係る後援及び推薦に関すること。
- (13) 愛日地方教育事務協議会に関すること。
- (14) 他の所管に属しない事項に関すること。
- (15) 教育部の庶務に関すること。
- (16) 教育総務課の庶務に関すること。

3 企画係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 教育部の所管に係る事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 教育行政に関する相談に関すること。
- (3) 瀬戸市立小中学校の適正配置に関すること。

(学校教育課)

第6条 学校教育課は、市民と進める開かれた教育行政の企画及び総合調整並びに豊かな人間性と自ら学ぶ力のある子どもが育つ義務教育の学習環境を整えることを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) 企画係
- (2) 指導係

(学校教育課)

第6条 学校教育課は、豊かな人間性と自ら学ぶ力のある子どもが育つ義務教育の学習環境を整えることを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) 指導係

- (3) 学事係
- (4) 施設係
- (5) 学校給食係

2 企画係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 教育委員会の委員に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 教育委員会規則等の審査に関すること。
- (4) 公告式に関すること。
- (5) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- (6) 表彰及び儀式に関すること。
- (7) 教育に係る調査、統計及び広報に関すること。
- (8) 事務局の組織及び事務の委任配分に関すること。
- (9) 文書取扱い及び文書管理の総括に関すること。
- (10) 公印取扱いの総括に関すること。
- (11) 私立高等学校の補助に関すること。
- (12) 催事等に係る後援及び推薦に関すること。
- (13) 愛日地方教育事務協議会に関すること。
- (14) 教育部の所管に係る事業の企画及び調整に関すること。
- (15) 教育行政に関する相談に関すること。
- (16) 瀬戸市立小中学校の適正配置に関すること。
- (17) 他の所管に属しない事項に関すること。
- (18) 教育部の庶務に関すること。

3 指導係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (2) 学事係
- (3) 施設係
- (4) 学校給食係

2 指導係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(10)まで <省略>	(1)から(10)まで <省略>
<u>4</u> 学事係においては、おおむね次の事務を分掌する。	<u>3</u> 学事係においては、おおむね次の事務を分掌する。
(1)から(12)まで <省略>	(1)から(12)まで <省略>
<u>5</u> 施設係においては、おおむね次の事務を分掌する。	<u>4</u> 施設係においては、おおむね次の事務を分掌する。
(1)から(5)まで <省略>	(1)から(5)まで <省略>
<u>6</u> 学校給食係においては、おおむね次の事務を分掌する。	<u>5</u> 学校給食係においては、おおむね次の事務を分掌する。
(1)から(6)まで <省略>	(1)から(6)まで <省略>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。